◎介護保険料の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)の方へ

平成26年度の介護保険料が決定しました!

●問合先 市役所介護福祉課 介護保険G 内線 172、173

7月下旬に「介護保険料額決定通知兼特別徴収開始通知書」 を送付します。平成26年度の介護保険料年額と年金支給月ご との徴収額が記載されていますので、ご確認ください。

また、介護保険料年額の決定に伴い、8月の仮徴収額が変更になる場合があります。これは、仮徴収額と本徴収額で納付する額に大きな差が生じる方に対し、その差額を解消するため、年金支給月ごとの徴収額を平準化(=毎回の徴収額をほぼ同額になるように調整)するものです。

 $10 \cdot 12 \cdot 2$ 月の徴収額を納期 1 回当たりの平均額(下記の例の場合 $53,200 \div 6 = 8,900$ 円)とし、8 月の仮徴収額を減額または増額します(端数の金額がある場合は 10 月で調整)。これにより、翌年度 $4 \cdot 6 \cdot 8$ 月の徴収額も 8,900 円となり、以降もおおむね 8,900 円での納付となり、年金支給月ごとの徴収額はほぼ同額です。

もし仮徴収額の変更を行わないと…

- 今年度4・6・8月の徴収額が高く(低く)、10・12・2月の徴収額が低く(高く)なります。
- 翌年度4・6・8月の徴収額が低く(高く)なり、10・12・2月の徴収額が高く(低く)なります。

いつまでも年金支給月ごと の徴収額にばらつきが出て しまいます。

8月の仮徴収額が変更になる方の例(介護保険料年額53,200円の方の場合)

【例 1】前年度2月の納付額が10,000円のとき

介護保険料年額1期当たりの平均額

単位:円

| | | | | / | | • | |
|-----------|----------------|-------------|--------------------------|-----------------|------------|------------|------------|
| 前年度 | 平成 26 年度 介護保険料 | | | | | | 翌年度の |
| | 仮徴収額 | | | 本徴収額 | | | 仮徴収額 |
| H26.2月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10 月 | 12 月 | H27.2 月 | 4・6・8月 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 変更後 6,400 ↑ 変更前 | 9,000 † | 8,900 † | 8,900 † | 8,900 † |
| į | A | A | (10,000) | (7,800) | (7,700) | (7,700) | (7,700) |
| | ! ! ! | ! ! ! | | | | | |
| <u> </u> | | | | 介護保険料年額から仮徴収額分を | | | H27.2月と |
| H26.2月と同額 | | | | 差し引いた残額 | | | 同額 |

平成 26 年度

8月

16,400

変更後

変更前

(5.000)

【例2】前年度2月の納付額が5,000円のとき

H26.2月と同額

4月

5.000

仮徴収額

6月

5.000

介護保険料年額1期当たりの平均額

介護保険料

10月

9.000

1

(12.800)

単位:円 翌年度の 仮徴収額 本徴収額 12 月 H27.2月 4 · 6 · 8 月 8.900 8.900 8.900 1 1 1 (12.700)(12.700)(12,700)

②介護保険料の徴収方法が普通徴収(納付書での納付)の方へ 8月中旬に第3~6期分の「介護保険料納入通知書」を送付します。詳細は、『広報もりや8月10日号』でお知らせします。

前年度

H26.2月

5.000